整備設計書

課　長	係　長	照　査	設　計

令和 8年度　　設計年月 令和 8年 9月　　工期　令和 9年 3月31日

整備名　鳥羽　ＥＨ系列最初沈殿池スカム分離機整備

整備場所　京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木１

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

整備費　金　　円

整備価格　　円

消費税及び
地方消費税相当額　　円

京都市上下水道局

内訳書（総括）

整備名	鳥羽　ＥＨ系列最初沈殿池スカム分離機整備							
費目	工種	種別	単位	数量	金額	数量増減	金額増減	摘要
整備費								
	機械設備工							
		直接費	式	1				
		直接経費	式	1				
		諸経費	式	1				
整備価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
整備費計								

内 訳 書

整備名	鳥羽　ＥＨ系列最初沈殿池スカム分離機整備								
費目・種別	細　　別	形状・寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
整備費									
直接費									
	材料費		式	1					
	計								［材料費］
	一般労務費		式	1					
	計								［労務費］
	直接費計								直接費
直接経費									
	直接経費		式	1					

内 訳 書

整備名	鳥羽　ＥＨ系列最初沈殿池スカム分離機整備								
費目・種別	細　　別	形状・寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
	直接経費計								直接経費
計（整備原価）									
諸経費									
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
整備価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
整備費計									

令和08年度

鳥羽　ＥＨ系列最初沈殿池スカム分離機整備

特記仕様書

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木１
京都市上下水道局下水道部　鳥羽水環境保全センター水処理第２課

第　1　章　　総　　　則

1　適用範囲

本仕様書は、表記整備に適用する。

2　用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

⑴　指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その整備の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
⑵　承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
⑶　協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
⑷　設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3　整備業務の履行

本整備は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に整備業務しなければならない。

4　疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5　法規の遵守

受注者は整備業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して整備を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

⑴　京都市上下水道局契約規程
⑵　労働基準法
⑶　労働安全衛生法
⑷　下水道法
⑸　建設業法
⑹　建築基準法
⑺　電気事業法
⑻　その他関係法令、例規等

6　書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7　現場代理人等

⑴　受注者又は当局の承諾を得た代理人は、整備期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の整備現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
⑵　現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8　適用規格

整備の適用規格は次の各号のとおりとする。

⑴　日本産業規格(JIS)
⑵　日本下水道協会規格(JSWAS)
⑶　日本水道協会規格(JWWA)
⑷　機械学会設計基準
⑸　日本電機工業会標準規格(JEM)
⑹　電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
⑺　電気設備に関する技術基準
⑻　その他関係規格及び基準

9　励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

１０　指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

⑴　整備の施行順序・方法・工程

⑵　整備に使用する仮設物

⑶　既設の機器設備の運転・停止に関すること

１１　関係監督官庁への許認可申請等

⑴　法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。

⑵　関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

１２　納入材料及び機器

⑴　整備において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。

⑵　納入現場に搬入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続きを怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

１３　電力及び雑用水

整備に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

１４　既設構造物の保護

整備業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

１５　運搬及び保管

⑴　破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。

⑵　各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記整備名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。

なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

１６　整備現場発生品

受注者は、整備業務によって生じた現場発生品(発注者への返納品等)について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

１７　建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのＡ票、Ｂ２票、Ｄ票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は整備完了後から、５年間保存しなければならない。

１８　安全管理

⑴　受注者は本整備に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。

⑵　受注者は整備業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。

⑶　受注者は、本整備の安全施行の確保に必要かつ十分な安全管理体制を組織すること。

⑷　受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた整備関係者全員に安全管理について周知徹底させること。

⑸　受注者は、整備現場における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。

⑹　受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

１９　受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

⑴　軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業
⑵　各検査・試験及び写真撮影
⑶　整備の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
⑷　現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
⑸　整備期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
⑹　関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

２０　施設停止及び他整備等との競合

受注者は整備業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他整備等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

２１　段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

２２　完了検査

⑴　整備が終了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
⑵　完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
⑶　検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

２３　損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

２４　整備写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はＡ４版を標準とし、表紙には契約年度、整備件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、Ａ４版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで５年間程度劣化が生じないものであることとする。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の 小黒板情報電子化についての一部改定について」（令和 5 年 3 月 15 日付け国技建管 第 6 号）に基づき実施しなければならない。

２５　雑則

⑴　受注者は整備業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
⑵　本仕様書の第２章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第１章に優先する。
⑶　水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した整備業務に努めなければならない。
⑷　受注者は整備業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第2章　細則

1　整備概要

本整備は、鳥羽水環境保全センターEH系最初沈殿池に設置されているスカム分離機等の整備を行い水処理機能の保全を図るものである。

2　整備場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木１
京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

3　期限

本工事の期限は令和9年3月31日とする。

4　作業時間

現場での作業は土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、当局監督員が特に必要があると認めた場合は、それ以外の時間に作業が出来る。

5　機器仕様

型式	スカム分離機、脱水機	ろ面循環式スクリーン脱水機構付
	搬送機	シャフトレススクリューコンベア
処理能力	3.0m^3/min以上	
スクリーン目幅	φ3.0mm	
製作者	前澤工業株式会社	

6　給油油脂表

機器	給油箇所	給油方法	最大量	潤滑油種類
スカム分離機	減速機（出力側）	オイル交換	1.0L	ボンノックTS150
	テークアップ軸受	グリス補給	適量	エピノック AP0
脱水機	減速機（出力側）	グリス交換	3.5kg	NPC BA-11B No.000
	上下部軸受	グリス補給	適量	エピノック AP0
搬送機	減速機（出力側）	グリス交換	1.0kg	NPC BA-11B No.000

7　整備内容

（1）F系列及びH系列（１台/系列）について下記に示す整備を行うこと。

ア　スカム分離機(対象：F、H系列)

（ア）チェーン・スプロケットの摩耗点検
（イ）チェーンの伸びの調整
（ウ）メッシュパネルの点検及び清掃
（エ）上記、記載油脂類を状況に応じて補充及び交換
（オ）駆動装置の外観点検及び絶縁抵抗測定
（カ）主要部の分解清掃

イ　脱水機(対象：F系列)

（ア）スクリューの摩耗点検
（イ）分離部パンチングメタルの点検及び清掃
（ウ）ホッパ部スクリーンの点検
（エ）上記、記載油脂類の補充及び交換
（オ）駆動装置の外観点検及び絶縁抵抗測定

（カ）主要部の分解清掃

ウ　搬送機(対象：F、H系列)
（ア）スクリューの摩耗点検
（イ）上記、記載油脂類を状況に応じて補充及び交換
（ウ）駆動装置の外観点検及び絶縁抵抗測定
（エ）主要部の分解清掃

（2）G系列及びH系列（1台/系列）について下記部品の交換を行うこと。また、油脂類を状況に応じて補充及び交換し、主要部の分解清掃、駆動装置の外観点検及び絶縁抵抗測定を行うこと。

（ア）スカム分離機交換部品(対象：G系列)

部品名	数量	備考
チェーンガイド、摩耗板	1式	
メッシュパネル	1式	取付部品含む、28組
チェーン	1式	28リンク
スプロケット歯先	1式	

（イ）脱水機交換部品(対象：G、H系列)

部品名	数量	備考
スクリュー軸	1式	
スラスト自動調心ころ軸受	1式	駆動側軸受
オイレスメタル	1式	従動側軸受
従動軸フランジ	1式	
シール類	1式	
ブラシ、雑材	1式	
掻羽根	1式	ローラー部

（ウ）搬送機交換部品(対象：G系列)

部品名	数量	備考
搬送機軸ライナー	1式	
パッキン類	1式	

（3）F、G、H系列の水位計については点検及び清掃（防波管の清掃も含む）を行うこと。

（4）油脂類において、脱水機及び搬送機の減速機用グリスは受注者が用意することとし、それ以外の油脂類は当局から支給する。

（5）整備完了後、試運転を行い各部に異常が無いことを確認すること。

8　雑則

（1）本整備にあたっては、あらかじめ監督員と整備方法や整備日程等について十分な打合せを行い、当センターの維持管理上支障のないように、迅速かつ確実に行うこと。

（2）整備期間中、一日の作業終了後には現場周辺の清掃、後片付けを行うこと。

（3）本整備において発生した廃油・廃グリスは、受注者の責任において集積し、センター指定場所へ搬入すること。

（4）本整備において発生した現場発生品は、「廃棄物」と「有価物」に分類し、受注者の責任において収集運搬し、関係諸法規を遵守して処分すること。なお、「廃棄物」については、完全に処分されたことが確認できるよう、処分業者が発行する産業廃棄物管理票（マニュフェスト）の写し、「有価物」については、売却時の受入伝票（計測証明等）を報告書に添付提出すること。

（5）本仕様書に明記されていない事項であっても、整備上必要と思われるものについては、受注者の負担にて行うこと。

鳥羽水環境保全センター　一般平面図　S=1:2000

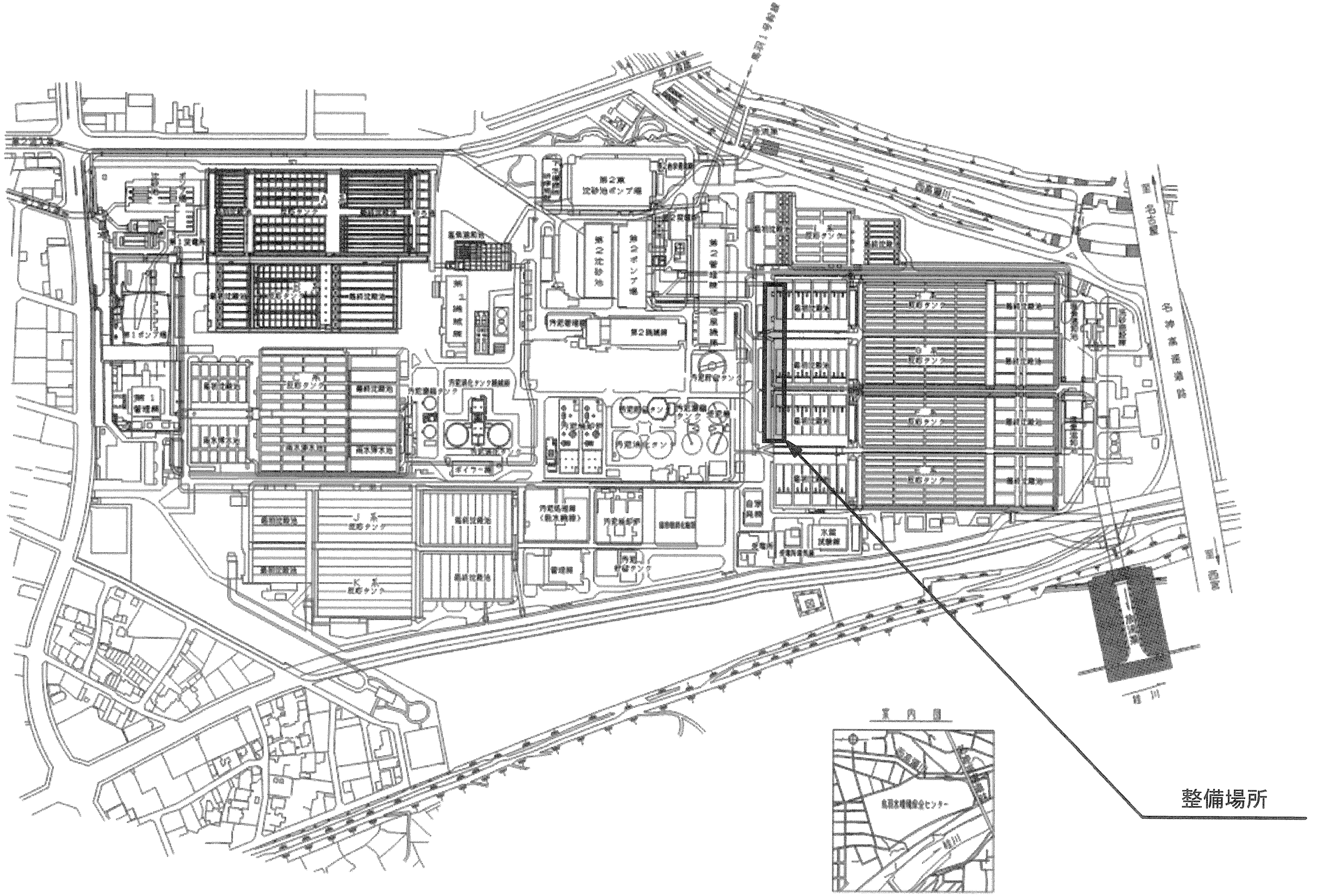

発注年度	令和8年度		
所属名	京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第２課		
整備名	鳥羽　ＥＨ系列最初沈殿池スカム分離機整備		
図面名	一般平面図		
縮尺	Ｎ．Ｔ．Ｓ	図面番号	1/7

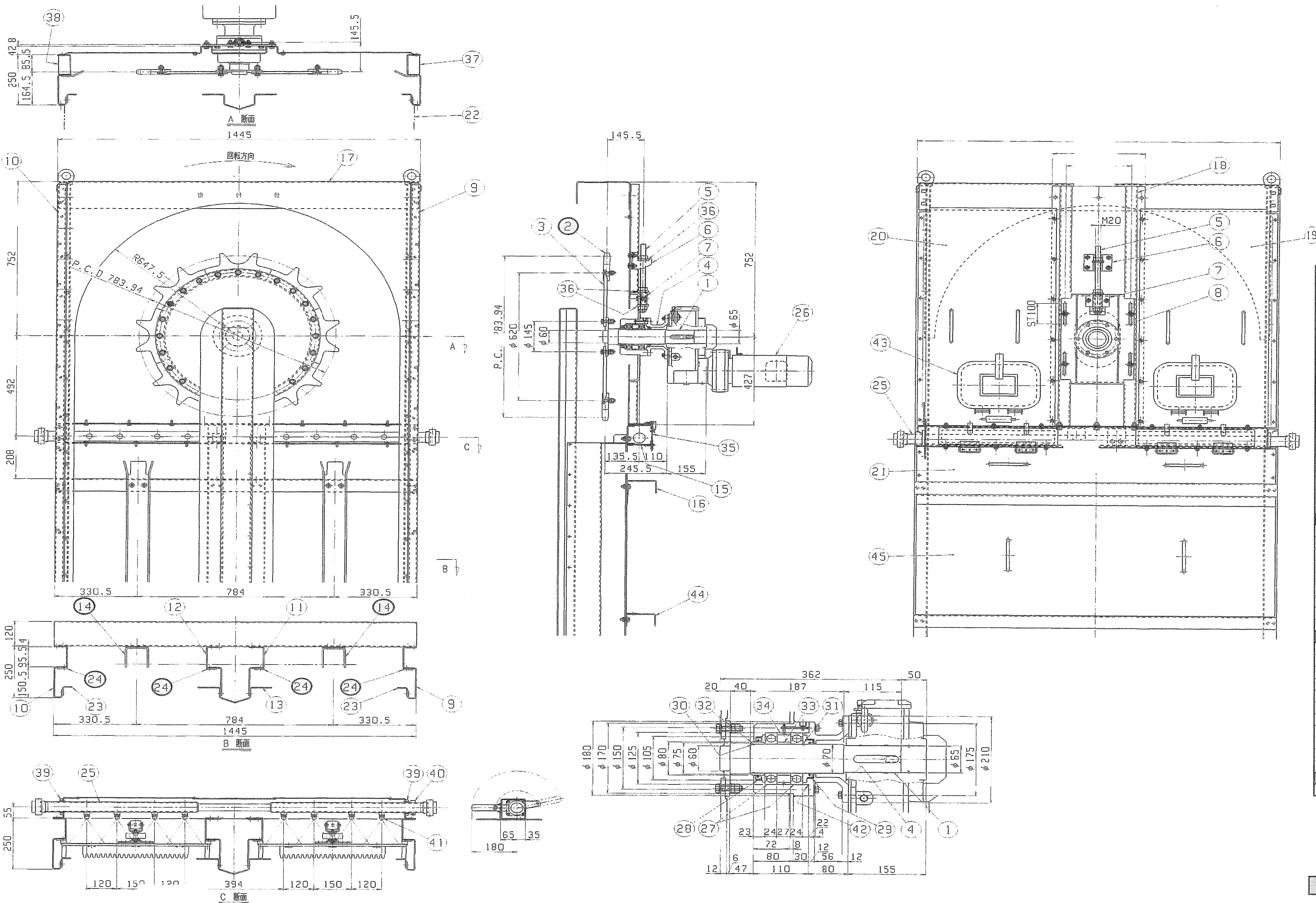

45	テールカバー(D)	SUS304	1	
44	横桁(B)	SUS304	2	
43	点検窓	(樽本)	2	CMD-R2N-I(透明蓋付タイプ)
42	Oリング	(購入品)	1	S125
41	スプレーノズル	(購入品)	8	3/8MVVP65300(S303)
40	洗浄管レバー	SUS304	1	
39	洗浄管軸受	合成樹脂	2	
38	サイドカバー(B)	SUS304	1	
37	サイドカバー(A)	SUS304	1	
36	スピンドル用座金	SUS304	3	
35	カバー	SUS304	2	
34	カラー(C)	SUS304	1	
33	カラー(B)	SUS304	1	
32	カラー(A)	SUS630	1	
31	軸用C形止め輪	SUS304	1	70
30	Oリング	(購入品)	1	G67
29	オイルシール	(購入品)	1	SC709513
28	オイルシール	(購入品)	1	SC8010513
27	深溝玉軸受	(購入品)	2	No6214
26	パディボックス減速機	(住友)	1	EHYM05-B612DB-Y3-424 0.4KW×4P×200V×60Hz
25	洗浄管	SUS304TP	1式	(40A)
24	磨耗板	SUS304	1式	
23	パネルガイド	SUS304	1式	
22	フロントカバー	SUS304	1式	
21	テールカバー(C)	SUS304	1	
20	テールカバー(B)	SUS304	1	
19	テールカバー(A)	SUS304	1	
18	モーター取付カバー	SUS304	1	
17	上部ビーム	SUS304	1	
16	横桁(A)	SUS304	1	
15	洗浄管サポート	SUS304	1	
14	チェンガイド	SUS304	2	
13	内フレームカバー	SUS304	1式	
12	本体内フレーム(B)	SUS304	1	
11	本体内フレーム(A)	SUS304	1	
10	本体外フレーム(B)	SUS304	1	
9	本体外フレーム(A)	SUS304	1	
8	スライドベース	SUS304	1	
7	スピンドルロッドクリップ	SUS304	1	
6	スピンドルサポート	SUS304	1組	
5	スピンドルロッド	SUS304	1	M20
4	モーターベース	SUS304	1	
3	スプロケットフランジ	SUS304	1	
2	スプロケット	合成樹脂	1式	MT-8 (PA) 歯先
1	駆動軸	SUS304	1	

▨ :整備対象

発注年度	令和8年度		
所属名	京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第２課		
整備名	鳥羽　ＥＨ系列最初沈殿池スカム分離機整備		
図面名	スカム分離機上部組立図		
縮尺	Ｎ．Ｔ．Ｓ	図面番号	2/7

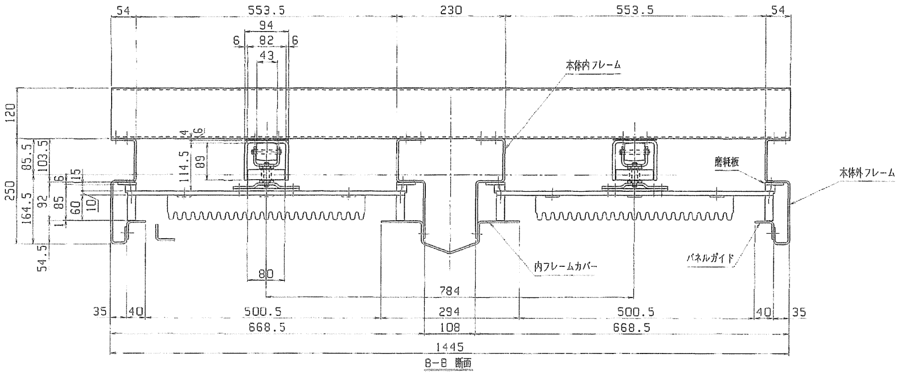

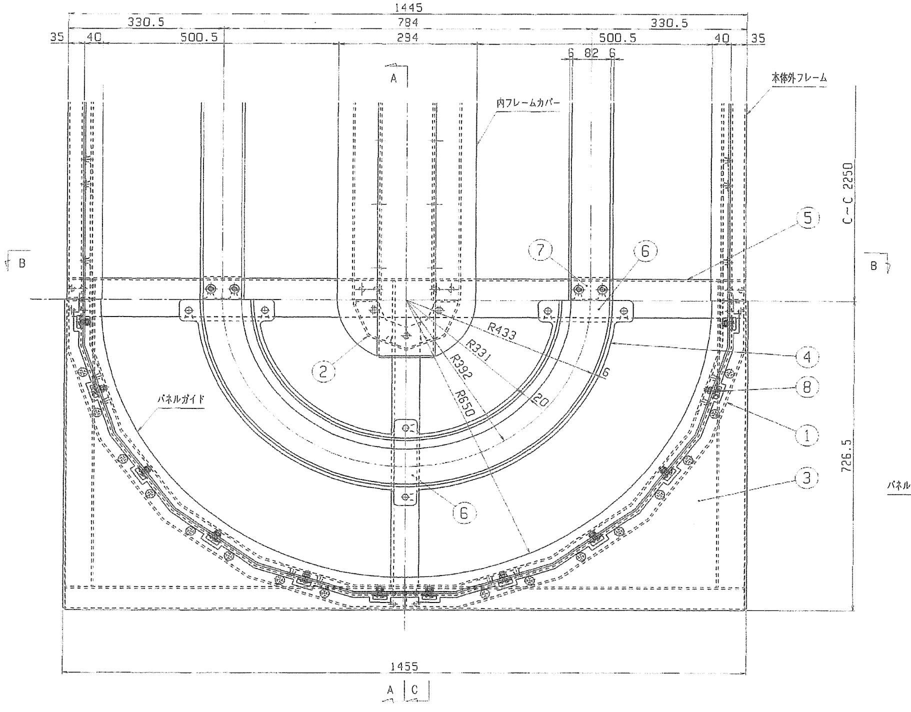

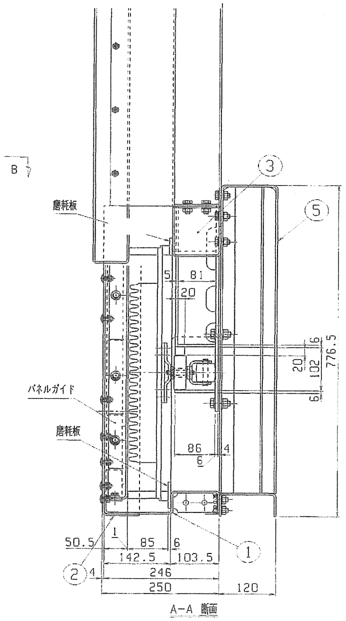

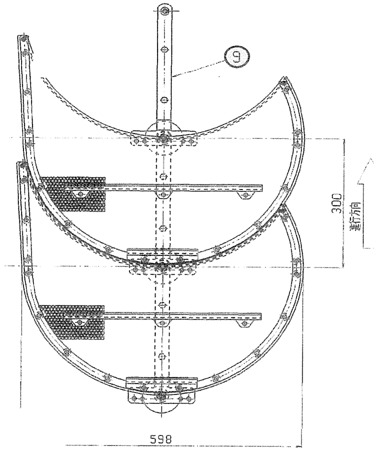

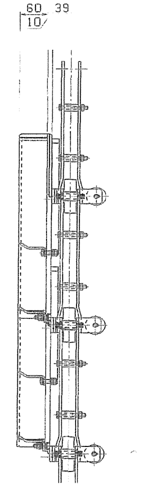

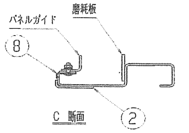

9	チェン	（椿本）	28	ROP300-R（椿本チェイ
8	カバープレート	SUS304	12	
7	ライナープレート(B)	SUS304	1式	t=1
6	ライナープレート(A)	SUS304	1式	t=1
5	下部サポート	SUS304	1	
4	下部チェンガイド	SUS304	1	
3	下部本体カバー	SUS304	1	
2	本体内フレーム(C)	SUS304	1	
1	本体外フレーム(C)	SUS304	1	

▨ :整備対象

発注年度	令和8年度		
所属名	京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第２課		
整備名	鳥羽　ＥＨ系列最初沈殿池スカム分離機整備		
図面名	スカム分離機下部組立図		
縮尺	Ｎ．Ｔ．Ｓ	図面番号	3/7

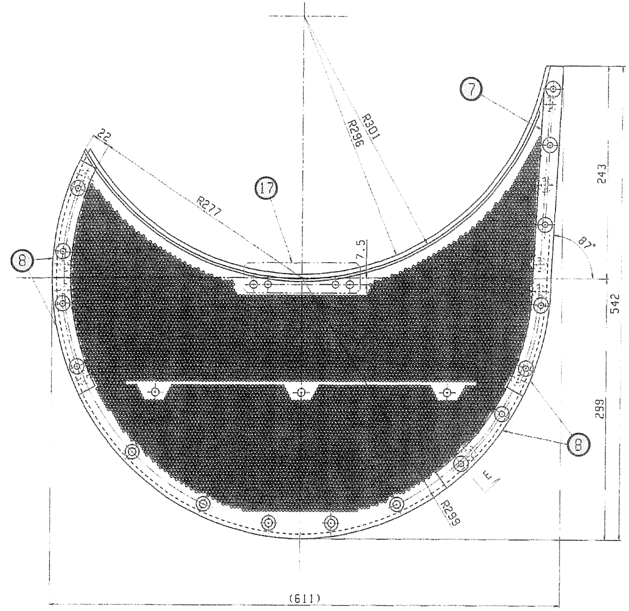

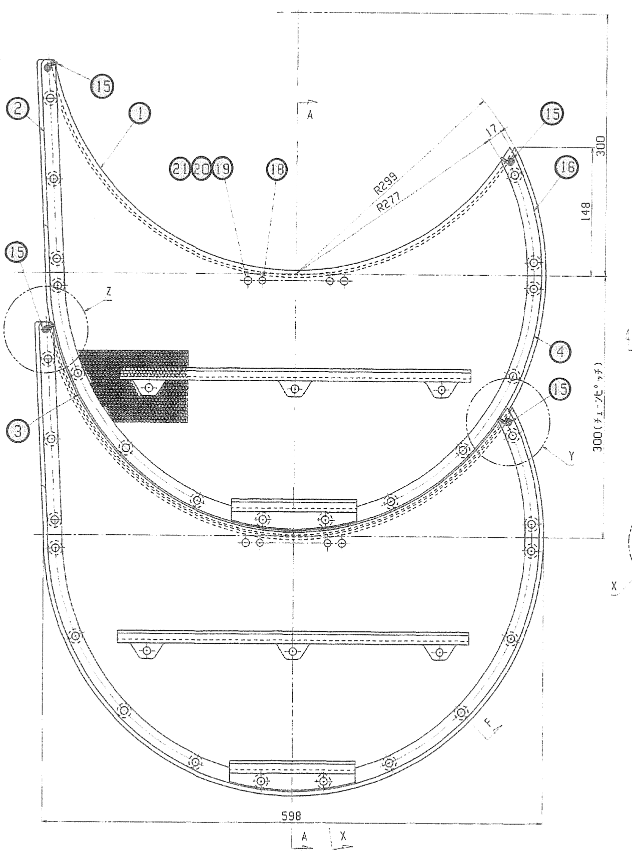

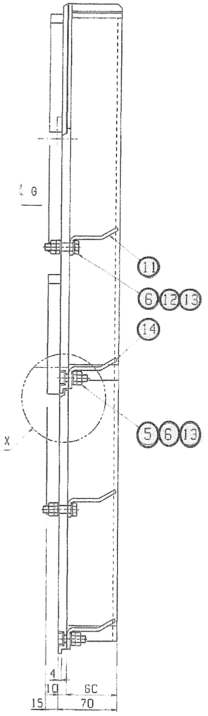

A-A 断面

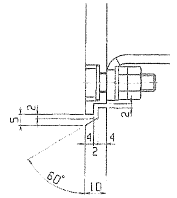

X断面詳細

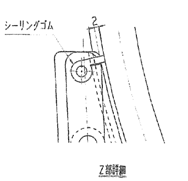

Z部詳細

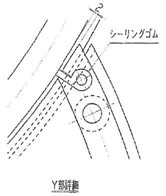

Y部詳細

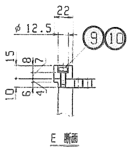

E 断面

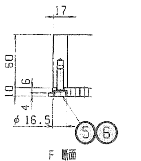

F 断面

注）合成樹脂にタップ加工の上しっかりと締付のこと。

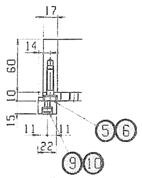

G 断面

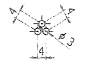

パネル穴詳細図（S=1:1）
（穴数 9533個）

メッシュスクリーン製作数量	
製作総数	28 組

下記数量はスクリーン1枚分を示す。

21	ハードロックN	M8	SUS304	2	
20	座金	M8	SUS304	4	みがき丸
19	六角B	M8	SUS304	2	
18	スプリングピン	φ8X32	SUS304	2	
17	スクリーン座板		SUS304	1	
16	スクリーンガイド(D)		合成樹脂	1	PE
15	シーリングゴム		ニトリル	2	
14	下部タペット		SUS304	1	
13	ハードロックN	M8	SUS304	3	
12	六角B	M8	SUS304	3	
11	上部タペット		SUS304	1	
10	座金	M6	SUS304	11	小形丸
9	低頭六角穴付B	M6	SUS304	13	
8	スライデングガイド(B)		合成樹脂	4	PE
7	スライデングガイド(A)		合成樹脂	4	PE
6	座金	M8	SUS304	23	小形丸
5	低頭六角穴付B	M8	SUS304	13	
4	スクリーンガイド(C)		合成樹脂	1	PE
3	スクリーンガイド(B)		合成樹脂	1	PE
2	スクリーンガイド(A)		合成樹脂	1	PE
1	メッシュスクリーン		合成樹脂	1	PE t=10 φ3XP4

▨ :整備対象

発注年度	令和8年度		
所属名	京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第２課		
整備名	鳥羽　ＥＨ系列最初沈殿池スカム分離機整備		
図面名	スカム分離機メッシュスクリーン組立図		
縮尺	Ｎ．Ｔ．Ｓ	図面番号	4/7

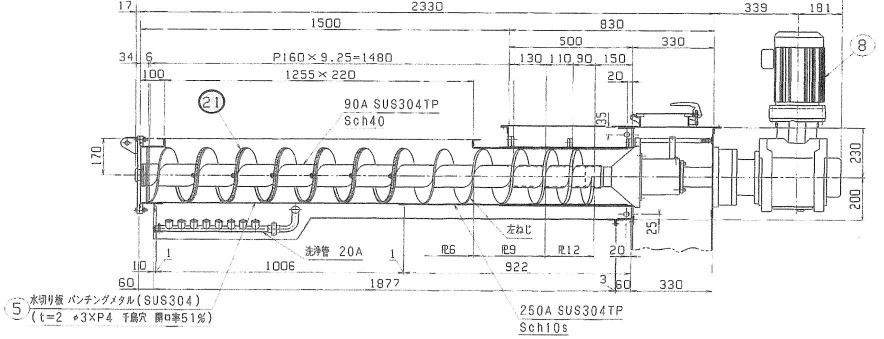

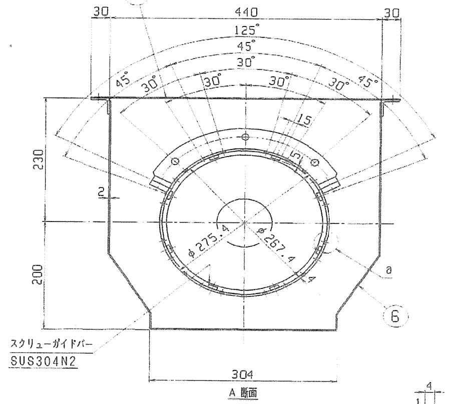

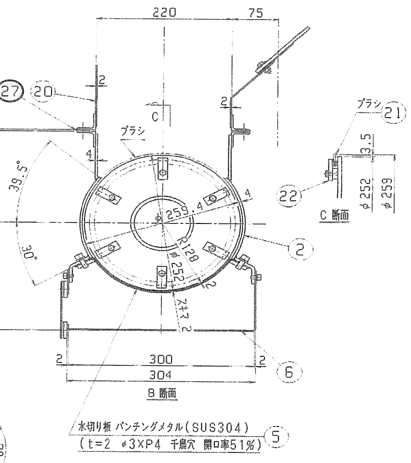

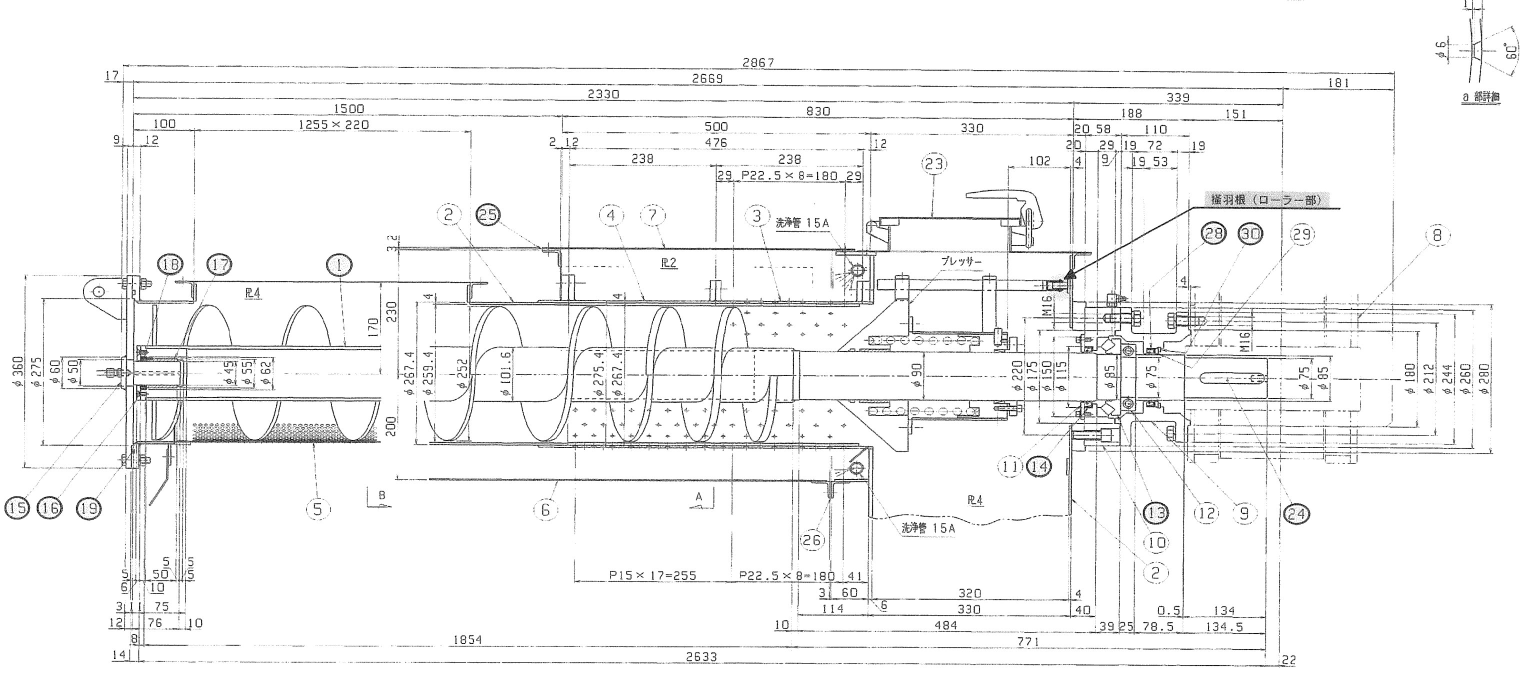

30	穴用C形止め輪	SUS304	1	110
29	カラー	SUS304	1	
28	オイルシール	（購入品）	1	SC型（ニトリルゴム） AC3842900
27	パッキン（C）	ネオプレン	1	
26	パッキン（B）	ネオプレン	1	
25	パッキン（A）	ネオプレン	1	
24	平行キー	SUS304	1	
23	点検窓	（橋本）	1	CMD-R2N
22	ブラシ固定金具	SUS304	1式	
21	ブラシ	（購入品）	1式	
20	シュートカバー	SUS304	1	
19	Oリング	（購入品）	1	G290
18	オイルシール	（購入品）	1	SC型（ニトリルゴム） AC2651A8
17	オイレスメタル	（購入品）	1	#500B
16	オイルシールカバー（B）	SUS304	1	
15	従動軸フランジ	SUS304	1	
14	オイルシール	（購入品）	1	SC型（ニトリルゴム） AC3932A0
13	スラスト自動調心ころ軸受け	（NTN）	1	29317
12	スラストリング	SUS304	1組	
11	オイルシールカバー（A）	SUS304	1	
10	ベアリングハウジング	SUS304	1	
9	軸受カバー	SUS304	1	
8	電動機直結形減速機 （バディボックス減速機）	（住重）	1	LHYM3-3C145-Y2-207 2.2KW
7	上部カバー	SUS304	1	
6	下部ケーシング	SUS304	1	
5	水切り板	SUS304	1	
4	脱水部カバー（B）	SUS304	1	
3	脱水部カバー（A）	SUS304	1	
2	本体ケーシング及びシュート	SUS304TP SUS304	1	
1	スクリュー軸	SUS304TP SUS304	1	

シール類：⑭⑱⑲㉕㉗㉘
雑材：⑯㉔㉚

▨ :整備対象

発注年度	令和8年度		
所属名	京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第２課		
整備名	鳥羽　ＥＨ系列最初沈殿池スカム分離機整備		
図面名	スカム脱水機組立図		
縮尺	Ｎ．Ｔ．Ｓ	図面番号	5/7

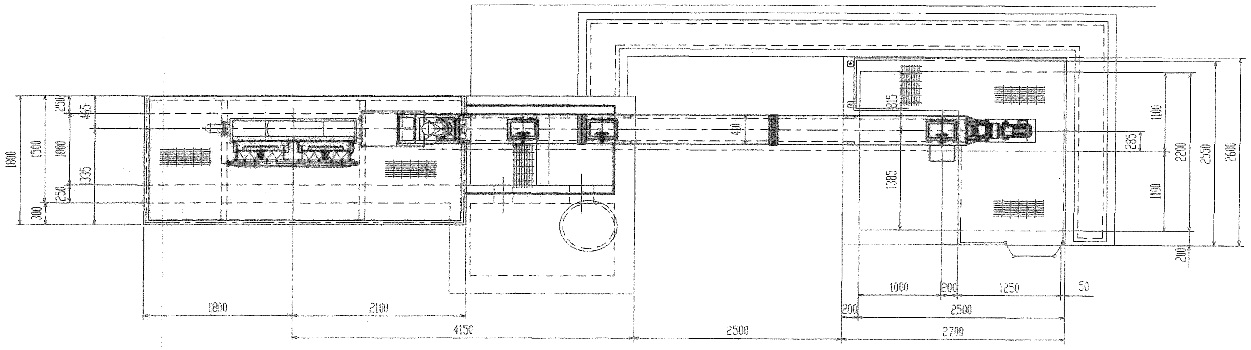

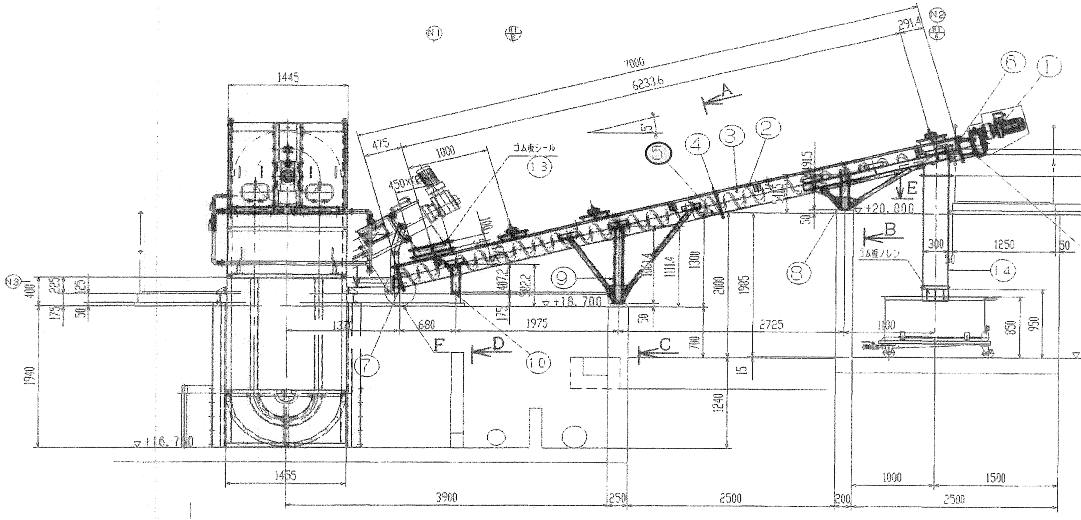

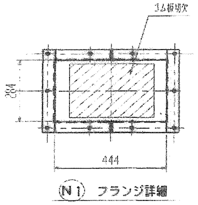

Ⓝ1 フランジ詳細

S=1/10

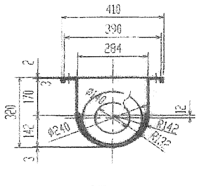

断面～A

S=1/10

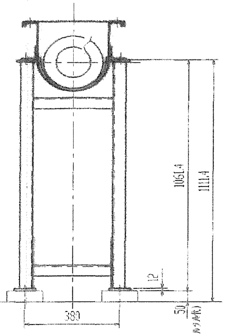

断面～C

S=1/10

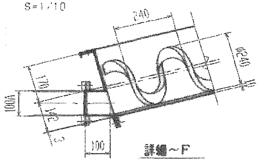

詳細～F

S=1/10

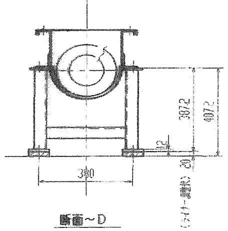

断面～D

S=1/10

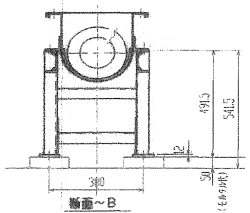

断面～B

S=1/10

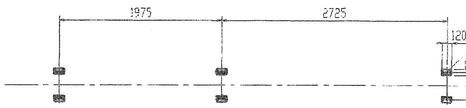

矢視　E－E

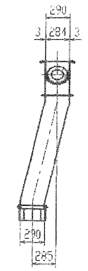

14	出口シュート	ネオプレン SUS304	1式	
13	入口シュート	ネオプレン SUS304	1式	
12	取付ボルト、ナット	SUS304	1式	
11	ガスケット類	ネオプレン	1式	
10	架　台	SS400	1式	（Znメッキ）
9	架　台	SS400	1式	（Znメッキ）
8	架　台	SS400	1式	（Znメッキ）
7	反駆動側エンドプレート	SUS304	1	
6	駆動側エンドプレート	SS400 SUS304	1	
5	ライナー（摩耗インジケータ付）t10	[illegible]	1式	
4	トラフカバー　t2	SUS304	1式	
3	トラフ　t3	SUS304	1式	
2	スクリュー	特殊高張力鋼	1	
1	ベベルバディボックス　1.5KW×4P	購入品	1	[illegible]

▨ :整備対象

発注年度	令和8年度		
所属名	京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第２課		
整備名	鳥羽　ＥＨ系列最初沈殿池スカム分離機整備		
図面名	スカム搬送機組立図		
縮尺	Ｎ．Ｔ．Ｓ	図面番号	6/7

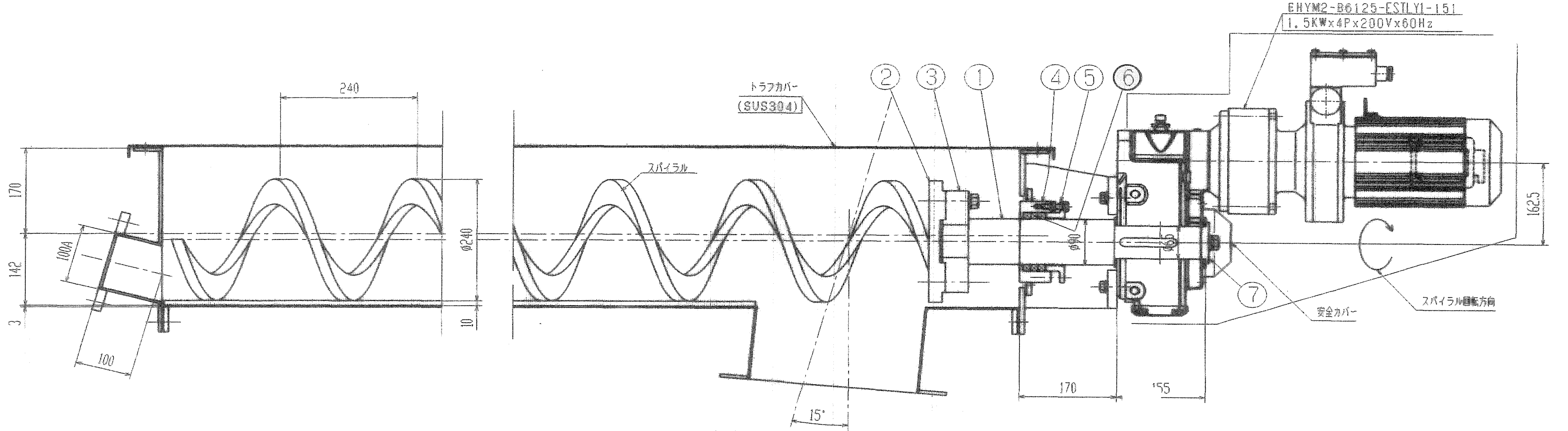

F、G、Hスカム搬送機

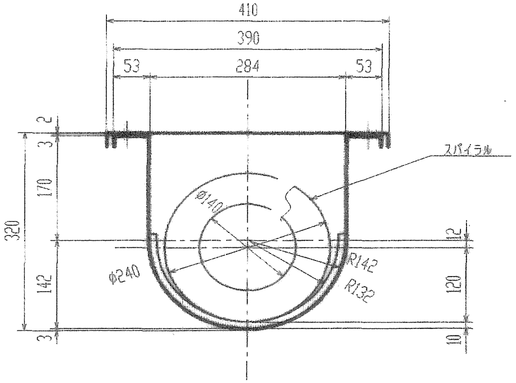

スパイラル仕様
シングルスパイラル
外径　:Ø240 mm (50wx20t)
内径　:Ø140 mm
巻き方向:右巻き

7	エンドプレート	特殊高張力鋼	1	
6	グランドパッキン　□12.7mm	T#9039	3巻	
5	グランド押え	SUS304	1	
4	グランドボックス	SUS304	1	
3	シャフト用フランジ	特殊高張力鋼	1	
2	スパイラル用フランジ	特殊高張力鋼	1	
1	駆動軸	特殊高張力鋼	1	

▨ :整備対象

発注年度	令和8年度		
所属名	京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第２課		
整備名	鳥羽　ＥＨ系列最初沈殿池スカム分離機整備		
図面名	スカム搬送機軸断面図		
縮尺	Ｎ．Ｔ．Ｓ	図面番号	7/7